

令和3年6月4日

各 位

東山口信用金庫

理事長 松原 正雄

元職員による不祥事件等の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当金庫の元職員（本人死亡）による着服事案が確認されました。このうち、当金庫在職中からの関与が認められた事案については、下記のとおり、当金庫における不祥事件と認識しております。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような事件を発生させ、被害に遭われたお客様をはじめ、日頃から当金庫とお取引をいただいております地域のお客様、並びに関係各位に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることになり、誠に申し訳なく、心から深くお詫びを申し上げます。

記

1. 事件の概要

事 故 者	当金庫元職員（男性、69歳 [既に死亡]）
該当店舗	柳井支店、上関支店
発生期間	平成20年8月～令和3年4月
事故金額	金庫内調査の結果、被害者は4名、事故金額は40,519千円 ※令和3年6月4日現在判明分
発 覚 日	令和3年5月10日
発覚の経緯	事故者死亡後、家族の情報提供を端緒に、当金庫の調査により事実関係が確認されました。
事故の内容	<p>事故者は、当金庫在職中に、親戚4名から定期預金新規・増額のためにお預かりした現金、定期預金解約金等を当金庫の勘定を通すことなく、偽造した定期預金証書を作成したうえで現金を着服する不正行為を行っておりました。</p> <p>なお、事故者は事件発覚前に死亡しており、動機については判明しておりません。</p> <p>また、当該4名以外にも、配偶者預金の無断流用のほか、当金庫退職後に、上記と同様の手口にて、親戚等からお預かりした現金等を着服する被害も確認されております。これらを上記の事故金額に含めると、被害者は7名、被害金額は46,142千円となります。</p>

2. 被害を受けられたお客様への対応

被害を受けられたことが判明したお客様に対しては、今後の調査状況を踏まえ、謝罪・弁済を含め真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への届出等

監督官庁等関係機関への報告とともに、警察にも相談しております。今後の調査次第によっては警察の捜査に委ねる場合も考えられますが、捜査には全面協力いたします。

万一、公表すべき新たな事実が判明した場合には、速やかに対応いたします。

4. 人事処分

事故者につきましては、平成 28 年 10 月で嘱託職員の雇用期間満了により金庫を退職しており、処分を行っておりません。また、管理・監督の立場にあった者、関係者の処分は、調査が終了次第、規程に則り厳正に対処いたします。

5. 今後の対応

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化と役職員の規範意識の向上を図り、不祥事件の再発防止に組織を挙げて取組むことにより、お客様からの信用、信頼の回復に努めてまいります。

6. お問い合わせ先

東山口信用金庫 総務部（内藤）	T E L	0835-23-2324
総合企画部（藤井）	T E L	0835-23-2332
受付時間：平日の午前 9 時～午後 5 時まで		

以 上